７０７１．申告添付訂正

業務コード	業務名
ＭＳＹ０１	申告添付訂正

１．業務概要

「申告添付登録（ＭＳＸ）」業務によりシステムに登録した以下の申告手続き（以下、各申告という。）に係る添付ファイル情報の削除、添付ファイルの追加登録及び提出区分または通信欄の訂正を行う。

申告手続き	
輸入	輸入申告等*1（ＩＤＣ／SWC）
	輸入マニフェスト通関申告（ＭＩＣ）
	海上簡易輸入申告（ＳＤＣ）
	機用品蔵入承認申請（ＣＴＣ）
	石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）
	本船・ふ中扱い承認申請（輸入）（ＨＦＣ）
	修正申告（AMC）
	関税等更正請求（ＫＫＣ）
	一括特例申告（ＴＫＣ０１）
	石油石炭税納税申告（ＯＣＣ）
	減免戻し税等明細書登録（ＧＫＡ）
	包括評価申告（ＨＯＣ）
輸出	輸出申告等（ＥＤＣ）
	輸出マニフェスト通関申告（ＭＥＣ）
	別送品輸出申告（ＵＥＣ）
	本船・ふ中扱い承認申請（輸出）（ＨＦＣ）
	輸出許可内容変更申請（積込港一括変更申請を含む。）（ＥＡＣ／ＥＡＭ０１）
	輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請（ＭＡＦ）
	別送品輸出許可内容変更申請（ＵＡＣ）
	輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請（ＥＥＣ）

（）はＮＡＣＣＳにおける業務コード

本業務を行う場合は、あらかじめ税関に申し出た後に行う。

本業務で登録された添付ファイルに紐づく申告が「書類審査扱い」または「検査扱い」に選定されている場合は、税関に添付ファイルが登録された旨の通知が出力され、「申告添付取出し（ＭＳＺ）」業務にて添付ファイルの取出しが行われ、審査が行われる。

（＊１）特例申告および特例申告期限内訂正を含む。

２．入力者

（１）海上の場合

通関業、輸出入者*2

（２）航空の場合

航空会社、航空貨物代理店、通関業、輸出入者*2、混載業

（＊２）申告種別：ＯＣＣ、ＧＫＡ、ＨＯＣの場合のみ実施可能とする。

３．制限事項

本業務により発生する添付番号の枝番は、９以下であること。

４．入力条件

（１）添付ファイルチェック

（Ａ）共通チェック

添付ファイルの拡張子が、使用可能な拡張子であること。（使用可能な拡張子は、「ＥＤＩ仕様書４．６．２　添付ファイルについて」を参照。）

（Ｂ）業務個別チェック

＜2026.07 修正＞

①添付ファイルが存在すること。
②添付ファイル数が、２０ファイル以内であること。
③ファイルあたりのサイズが、0バイトより大きく、別途システムが定める上限（最大１０メガバイト）以内であること。
④1電文あたりの添付ファイルの合計サイズが、３０メガバイト以内であること。
⑤添付ファイルの合計サイズ（有効なファイルのみ）が、別途システムが定める上限（最大３０メガバイト）以内であること。
⑥添付ファイルの合計サイズ（無効なファイルを含む）が、別途システムが定める上限（最大６０メガバイト）以内であること。
⑦添付ファイル名が、５０バイト以内であること。（拡張子含む。）
⑧添付ファイル名が、重複していないこと。
⑨添付ファイル名が、以下のとおりであること。（詳細は、「ＥＤＩ仕様書　４．６．２　添付ファイルについて」を参照。）
・１バイト文字は、半角英数字（大文字、小文字）、ハイフン、アンダーバー、ピリオド（拡張子のみ）とする。
・２バイト文字は、ＪＩＳＸ　０２０８：１９９７の範囲とし、漢字については、ＪＩＳ第一水準漢字、第二水準漢字とする。
⑩追加した添付ファイルと既に登録されている添付ファイルの合計サイズが、別途システムが定める上限（最大３０メガバイト）以内であること。
⑪添付ファイル数の合計（無効なファイルを含む）が、５０ファイル以内であること。
⑫追加した添付ファイルと既に登録されている添付ファイルのうち、有効な添付ファイルの合計が２０ファイル以内であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

なし。

（３）入力者チェック

（Ａ）申告種別：ＩＤＣ、ＭＩＣ、ＣＴＣ、MWC、ＥＤＣ、ＭＥＣ、ＵＥＣ、ＴＫＣの場合

①システムに登録されている利用者であること。
②申告前の場合、添付ファイル管理ＤＢに登録されている事項登録者または申告等予定者のいずれかであること。または、事項登録者（輸入申告等または輸出申告等以外の場合）／申告等予定者（輸入申告等または輸出申告等の場合）に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。
③申告後の場合、添付ファイル管理ＤＢに登録されている事項登録者、申告者または許可後変更事項登録者のいずれかであること。

（Ｂ）申告種別：ＳＤＣ、ＨＦＣ、ＡＭＣ、ＫＫＣ、ＥＥＣ、ＯＣＣ、ＧＫＡ、ＨＯＣの場合

①システムに登録されている利用者であること。
②添付ファイル管理ＤＢに登録されている事項登録者または申告者であること。

（４）添付書類管理区分ＤＢチェック

追加された添付ファイルの書類区分が添付書類管理区分ＤＢに登録されていること。

（５）添付ファイル管理ＤＢチェック

（Ａ）共通チェック

（ａ）申告等番号が添付ファイル管理ＤＢに存在すること。
（ｂ）提出区分の訂正が行われていないこと。（「窓口提出」の旨が登録されていないこと。）

（ｃ）添付ファイルの削除を行う場合は、入力した申告等番号に係る申告が許可・承認されていないこと。

（Ｂ）輸入申告に係る申告番号の場合

入力された申告等番号が、輸入申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

（ａ）審査区分が「簡易審査扱い」以外の場合は、審査終了（予備申告に係る審査終了を除く。）されていないこと。ただし、特例申告または特例申告期限内訂正に対して添付ファイルを登録する場合は、輸入（引取）申告の審査終了後であっても登録可能とする。

（ｂ）審査区分が「簡易審査扱い」の場合は、通関関係書類（原紙）の提出要（審査検査区分識別の４桁目が「Ｔ」「Ｇ」「Ｍ」のいずれか）または通関関係書類の提出要（「Ｙ」「Ｌ」のいずれか）と判定されていること。ただし、特例申告または特例申告期限内訂正に対する添付ファイル登録の場合は、輸入（引取）申告の審査区分が「簡易審査扱い」であっても登録可能とする。

（ｃ）税関により以下の登録がされていないこと。

①「輸入申告等手作業移行」

②「輸入申告等撤回」

③「特例申告手作業移行」

（ｄ）輸入（引取）申告が許可されている場合は、削除対象の添付ファイルが引取申告許可後にシステムに登録されたファイルであること。

（ｅ）ＢＰ承認申請に係る申告番号が入力された場合は、以下であること。

①ＢＰ承認申請の審査区分が「簡易審査扱い」以外の場合は、ＢＰ承認がされていないこと。

②ＢＰ承認申請の審査区分が「簡易審査扱い」の場合は、通関関係書類（原紙）の提出要（審査検査区分識別の４桁目が「Ｔ」「Ｇ」「Ｍ」のいずれか）または通関関係書類の提出要（「Ｙ」「Ｌ」のいずれか）と判定されていること。

③ＢＰ承認申請の審査区分が「簡易審査扱い」の場合で、ＢＰ承認後に輸入許可前引取貨物の輸入申告（以下、ＩＢＰという。）がされている場合は、ＩＢＰに係る審査終了がされていないこと。

（ｆ）ＩＢＰに係る申告番号が入力された場合は、以下であること。

①ＩＢＰに係る審査終了がされていないこと。

②削除対象の添付ファイルがＢＰ承認後にシステムに登録されたファイルであること。

（Ｃ）輸入マニフェスト通関申告に係る申告番号の場合（航空のみ）

入力された申告等番号が、輸入マニフェスト通関申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

（ａ）本申告済みの場合で、審査区分が「簡易審査扱い」の場合は、通関関係書類（原紙）の提出要（審査検査区分識別の４桁目が「Ｔ」「Ｇ」「Ｍ」のいずれか）または通関関係書類の提出要（「Ｙ」「Ｌ」のいずれか）と判定されていること。

（ｂ）審査区分が「簡易審査扱い」以外の場合は、審査終了（予備申告に係る審査終了を除く。）されていないこと。

（ｃ）税関により以下の登録がされていないこと。

①「輸入申告等手作業移行」

②「輸入申告等撤回」

（Ｄ）海上簡易輸入申告に係る申告番号の場合（海上のみ）

入力された申告等番号が、海上簡易輸入申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

（ａ）本申告済みの場合で、審査区分が「簡易審査扱い」の場合は、通関関係書類（原紙）の提出要（審査検査区分識別の４桁目が「Ｔ」「Ｇ」「Ｍ」のいずれか）または通関関係書類の提出要（「Ｙ」「Ｌ」のいずれか）と判定されていること。

（ｂ）審査区分が「簡易審査扱い」以外の場合は、審査終了（予備申告に係る審査終了を除く。）されていないこと。

＜2026.07 修正＞

（ｃ）税関により以下の登録がされていないこと。
①「輸入申告等手作業移行」
②「輸入申告等撤回」

（Ｅ）機用品蔵入承認に係る申告番号の場合（航空のみ）
入力された申告等番号が、機用品蔵入承認に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。
（ａ）審査区分が「書類審査扱い」の場合は、機用品蔵入承認がされていないこと。
（ｂ）税関により「機用品蔵入承認申請撤回」の登録がされていないこと。

（Ｆ）石油製品等移出（総保出）輸入申告に係る申告番号の場合
入力された申告等番号が、石油製品等移出（総保出）輸入申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。
（ａ）移出輸入許可がされていないこと。
（ｂ）税関により以下の登録がされていないこと。
①「輸入申告等手作業移行」
②「輸入申告等撤回」

（Ｇ）輸出申告に係る申告番号の場合
入力された申告等番号が、輸出申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。
（ａ）税関により以下の登録がされていないこと。
①「輸出等申告手作業移行」
②「輸出等申告撤回」
③「輸出取止再輸入許可」
④「積戻し取止」
⑤「輸出等許可後の手作業移行」
⑥「数量変更」（航空のみ）
⑦「特定輸出許可取消」
（ｂ）輸出等申告に係る申告番号が入力された場合は、以下のチェックを行う。
①審査区分が「簡易審査扱い」以外の場合は、輸出等許可がされていないこと。
②審査区分が「簡易審査扱い」の場合は、通関関係書類（原紙）または通関関係書類の提出要と判定されていること。
③審査区分が「簡易審査扱い」で、かつ輸出許可内容変更申請事項登録が行われている場合は、許可分登録識別「Ｔ」が入力されていること。
（ｃ）輸出許可内容変更申請に係る申告番号が入力された場合は、以下のチェックを行う。
①輸出許可内容変更申請事項登録後に、輸出許可内容変更申請が行われていること。
②審査区分が「簡易審査扱い」以外の場合は、輸出許可内容変更申請承認がされていないこと。
③審査区分が「簡易審査扱い」の場合は、通関関係書類（原紙）または通関関係書類の提出要と判定されていること。
④削除対象の添付ファイルが輸出許可後にシステムに登録されたファイルであること。
（ｄ）輸出取止め再輸入申告に係る申告番号または特例輸出貨物の輸出許可取消申請に係る申請番号が入力された場合は、審査終了されていないこと。

（Ｈ）輸出マニフェスト通関申告に係る申告番号の場合（航空のみ）
入力された申告等番号が、輸出マニフェスト通関申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。
（ａ）税関により以下の登録がされていないこと。
①「輸出等申告手作業移行」
②「輸出等申告撤回」
③「輸出取止再輸入許可」

＜2026.07 修正＞

④「輸出等許可後の手作業移行」
⑤「数量変更」

（ｂ）輸出マニフェスト通関申告に係る申告番号が入力された場合
①本申告済みの場合は、審査区分が「簡易審査扱い」でないこと。
②審査区分が「簡易審査扱い」以外の場合は、輸出マニフェスト通関申告に係る輸出許可がされていないこと。

（ｃ）輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請に係る申告番号が入力された場合
①輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請承認がされていないこと。
②削除対象の添付ファイルが輸出マニフェスト通関申告に係る輸出許可後にシステムに登録されたファイルであること。

（Ｉ）別送品輸出申告に係る申告番号の場合
入力された申告等番号が、別送品輸出申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

（ａ）税関により以下の登録がされていないこと。
①「別送品輸出申告手作業移行」
②「別送品輸出申告撤回」
③「別送品輸出取消再輸入許可」
④「別送品輸出許可後の手作業移行」
⑤「数量変更」（航空のみ）

（ｂ）別送品輸出申告に係る申告番号が入力された場合
①本申告済みの場合は、審査区分が「簡易審査扱い」でないこと。
②審査区分が「簡易審査扱い」以外の場合は、別送品輸出許可がされていないこと。

（ｃ）別送品輸出許可内容変更申請に係る申告番号が入力された場合
①別送品輸出許可内容変更申請事項登録後に、別送品輸出許可内容変更申請が行われていること。
②別送品輸出許可内容変更申請承認がされていないこと。
③削除対象の添付ファイルが別送品輸出許可後にシステムに登録されたファイルであること。

（Ｊ）本船・ふ中扱い承認申請に係る申告番号の場合（海上のみ）
入力された申告等番号が、本船・ふ中扱い承認申請に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

（ａ）審査区分が「書類審査扱い」の場合は、本船・ふ中扱い承認がされていないこと。（承認後に本船・ふ中扱い承認申請変更を行われている場合を除く。）

（ｂ）税関により以下の登録がされていないこと。
①「本船・ふ中扱い承認申請手作業移行」
②「本船・ふ中扱い承認申請撤回」
③「本船・ふ中扱い承認取消」

（Ｋ）修正申告の場合
入力された申告等番号が、修正申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。
①税関により以下の登録がされていないこと。
・「修正申告手作業移行」

（Ｌ）関税等更正請求の場合
入力された申告等番号が、関税等更正請求に係る関税等更正請求番号の場合は、以下のチェックを行う。
①関税等更正請求審査終了されていないこと。
②税関により以下の登録がされていないこと。
・「関税等更正請求撤回」
・「関税等更正請求手作業移行」

＜2026.07 修正＞

（M）石油石炭税納税申告の場合

入力された申告等番号が、石油石炭税納税申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

①税関により以下の登録がされていないこと。

・「石油石炭税納税申告手作業移行」

（N）減免戻し税等明細書登録の場合

入力された申告等番号が、減免戻し税等明細書にかかる減免戻し税等明細書番号の場合は、以下のチェックを行う。

①減免戻し税等明細書番号における申告状態が許可・承認、ＢＰ承認、ＩＢＰに係る審査終了、または、特例申告受理でないこと。

②減免戻し税等明細書番号が取消されていないこと。

（O）包括評価申告の場合

入力された申告等番号が、包括評価申告にかかる包括評価申告受理番号の場合は、以下のチェックを行う。

①包括評価申告受理番号の申告状態が審査終了または撤回受理でないこと。

（6）輸入マニフェスト通関申告ＤＢチェック

申告種別がＭＩＣの場合で、入力された申告等番号が予備申告済みかつ本申告未済の場合、「予備申告の審査検査区分の通知見直し」対象でないこと。

５．処理内容

（1）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「００００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力処理を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（2）添付ファイル管理ＤＢ処理

（A）追加・削除の場合

（a）追加の場合

①添付番号の枝番を払い出し、添付ファイルごとにファイル通番を払い出す。

②各申告ＤＢより申告情報を登録する。

（b）削除の場合

対象の添付ファイルを無効とする。

（B）提出区分または通信欄の訂正の場合

（a）提出区分が「窓口提出」の場合は、登録されている全ての添付ファイルを無効とする。

（b）通信欄の訂正の場合は、入力された内容を登録する。

（3）通知先決定処理

各申告ＤＢに登録された税関官署、部門及び審査区分より添付情報通知の送付先税関利用者を決定する。

（4）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
添付情報通知情報	・各手続きにて、以下のいずれかの情報が出力済みである場合 ①輸入申告等情報（レコーダ） ②輸入マニフェスト通関申告情報（レコーダ） ③海上簡易輸入申告情報（レコーダ） ④移出輸入申告等情報（レコーダ） ⑤輸出申告等情報（レコーダ） ⑥輸出マニフェスト通関申告情報（レコーダ） ⑦輸出取止め再輸入申告情報・特例輸出貨物の輸出許可取消申請情報 ・添付対象の以下の手続きが実施済である場合 機用品蔵入等承認申請	税関（通関担当部門） 税関（通関担当部門）＊3
	添付対象の別送品輸出申告情報（レコーダ）が出力済みである場合	税関（別送品担当部門） 税関（別送品担当部門）＊3
	・添付対象の以下の手続きが実施済である場合 ①特例申告／一括特例申告／特例申告期限内訂正 ②本船・ふ中扱い承認申請 （本船・ふ中扱い承認申請情報（レコーダ）が出力済みである場合に出力） ・添付対象が以下の手続きの場合 （当該手続きが事項登録段階である場合も出力） ①修正申告 ②関税等更正請求 ③石油石炭税納税申告 ④減免戻し税等明細書登録＊4	税関（通関担当部門）
	添付対象が包括評価申告の手続きの場合で、包括評価申告済みの場合	税関（評価担当部門）

（＊３）蔵置官署にて検査を行う場合は、蔵置官署に出力する。

（＊４）紐づいた輸入申告等番号における輸入申告情報（レコーダ）または移出輸入申告等情報（レコーダ）が出力済みである場合。ただし、予備申告、ＢＰ承認申請＊5を除く。

（＊５）ＢＰ申請事由コードに「その他やむを得ない理由があると認める場合（自動処理）」が登録されている場合は除く。

７．特記事項

添付ファイルの内容は、システムではチェックを行わない。

＜2026.07 修正＞